

令和5年4月27日

利用者各位

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
沖縄支部長

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策に係る  
感染症法上の取扱いの変更について

1. 当施設における感染症対策について

令和5年5月8日における感染症法上の取扱いの変更に伴い、**アクリルパーティションや検温器については原則撤去させていただきます。一方、アルコール消毒液等は引き続き設置いたしますので、ご活用ください。また、職員のマスク着用についても個人の判断とさせていただきます。**

2. 別添「新型コロナウイルス感染症拡大防止のルール」

**令和5年5月7日をもって廃止とします。**

3. 利用者の皆様の感染症対策について

マスクの着用に加え、「三密」の回避、会話時の距離の確保、手洗いといった基本的な感染症対策の実施如何については、**各自でご判断**いただきますよう、お願いいたします。

4. 陽性者となった場合の療養等について

**別紙「感染症法上の位置づけ変更後の療養に関するQ&A（厚生労働省作成）」**をご確認ください。

5. 今後感染が急拡大した場合や、新たな変異株が出現した場合は、別途対応をお願いする場合がございます。

<問合せ先>

総務課 098-936-1755  
訓練課 098-936-9222

訓練受講生のみなさんへ

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止のルール

沖縄職業能力開発促進センター（ポリテクセンター沖縄）

## 1. すべての訓練受講生の方へ

- (1) 毎朝、下記①～⑤の「体調チェック項目」により、チェックを行ってください。  
 なお、チェック項目に該当する項目がある場合は、通所せず、外出を控えてください。
- ① 発熱（37.5℃以上）がある場合
  - ② 咳、痰、呼吸器症状がある場合
  - ③ 強い倦怠感（中等度でない強い倦怠感）がある場合
  - ④ 断続的な頭痛がある場合
  - ⑤ 味覚や嗅覚が低下している場合
- (2) 通所時、教室や実習場に入る際は、下記を行ってください。
- ・頻繁な手指衛生（手洗い・アルコール消毒）
- (3) 喫煙時や昼食の際は、下記を行ってください。
- ・至近距離で会話を行わない（2メートル以上の距離の確保）

該当する項目あり

ポリテクセンターへ連絡

令和5年5月7日をもって廃止とします。  
 ご協力いただきありがとうございました。  
 今後の感染症対策は各自のご判断となります。

## 5. 濃厚接触者と特定された場合

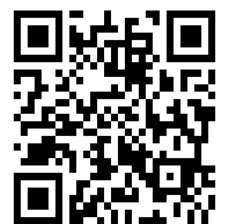
## 6. 感染が確定した場合

- ※ ご連絡いただいた後、ポリテクセンター等の指示に、従ってください。
- ※ 令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症に重症化リスクの高い感染症法上の分類変更後の対応については、別途ご連絡させていただきます。

訓練課 連絡先：098-936-9221 755

## 7. 施設関係者の感染が確認された場合

- (1) 感染が確認された場合または感染の懸念がある場合、国及び県の取扱いに準じて一定期間自宅にて待機していただく必要があります。  
 詳細は次項 QR コードから沖縄県の HP をご確認ください。  
 なお、大規模なクラスターが発生した等、リスクが認められる場合は、訓練生の皆様の安全を最優先とし、訓練を停止・訓練休とする場合があります。  
 この場合において、訓練の再開等に係る情報は、HP にて公表します。  
 (更改は原則19時以降となります。)
- なお、休講分については、訓練再開後、原則7限目または休日等に訓練を実施します。
- (2) その他、大切な情報は、ホームページ「重要なお知らせ」に掲載します。
- (3) 上記によらず、必要に応じ、ポリテクセンターから連絡する場合がありますので、ご了承ください。



ポリテク沖縄  
ホームページ

🔍 ポリテクセンター沖縄 検索

## Q 1 : 新型コロナウイルス感染症は、他の人にうつすリスクはどれくらいありますか？

新型コロナウイルス感染症では、鼻やのどからのウイルスの排出期間の長さに個人差がありますが、**発症2日前から発症後7～10日間は感染性のウイルスを排出している**といわれています（参考1）。

発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、**特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意**してください（参考2）。

また、排出されるウイルス量は発熱やせきなどの症状が軽快するとともに減少しますが、症状軽快後も一定期間ウイルスを排出するといわれています。

参考1 国立感染症研究所のデータによれば、感染力のあるウイルスを排出する患者の割合は、症状が続いている患者も含め、発症日を0日目として8日目（7日間経過後）で15%程度、11日目（10日間経過後）で4%程度となります。

参考2 国立感染症研究所のデータによれば、感染力のあるウイルスを排出する患者について、発症日を0日目として3日間程度は平均的に高いウイルス量となっていますが、4日目（3日間経過後）から6日目（5日間経過後）にかけて大きく減少し、ウイルスの検出限界に近づきます（6日目（5日間経過後）前後のウイルス排出量は発症日の20分の1～50分の1）。一般に、ウイルス排出量が下がると、他の人にうつしにくくなると言われています。

## 感染症法上の位置づけ変更後の療養に関するQ&amp;A②

## Q2：新型コロナウイルス感染症にかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいのでしょうか？

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。その際、以下の情報を参考にしてください。

周囲の方や事業者におかれても、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

各医療機関や高齢者施設等においては、以下の情報を参考に、新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。なお、高齢者施設等については、重症化リスクを有する高齢者が多く生活することも考慮してください。

また、感染が大きく拡大している場合には、一時的により強いお願いを行うことがあります。

## (1) 外出を控えることが推奨される期間

- ・特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目（※1）として**5日間は外出を控えること**（※2）、かつ、
- ・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの**症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること**が推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

（※1）無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

（※2）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

## (2) 周りの方への配慮

**10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。**発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

※ 学校における取扱いについては、文部科学省においてパブリックコメントを実施予定。

### Q3：5月8日以降の「濃厚接触者」の取扱はどのようになりますか？

令和5年5月8日以降は、5類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

### Q4：家族が新型コロナウイルス感染症にかかったら、どうしたらよいですか？

ご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症にかかったら、可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。

その上で、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を0日として、特に5日間はお自身の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。こうした間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう。もし症状が見られた場合には、Q2をご覧ください。